

【各種割引】

■ 携帯電話使用料等の割引について

対 象	詳しくは最寄りの各取扱店でご確認ください。
内 容	携帯電話の基本使用料などの割引制度があります。
取扱い店	携帯電話会社 各社（会社ごとに異なりますので直接ご連絡ください。）

■ 電話番号の無料案内（ふれあい案内：104）

対 象	<p>以下に該当する手帳をお持ちの方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害 1～6級 ・聴覚障害 2・3・4・6級 ・肢体不自由（上肢、体幹ほか運動機能障害）1・2級 ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害 3・4級 ・療育手帳 A・B ・精神保健福祉手帳 1～3級
内 容	事前に登録が必要です。登録後104番を利用する際に、最初に「ふれあい案内」と申し出ると合わせて「登録番号と暗証番号」を告げると無料案内が利用可能です。FAXで利用することも可能です。
窓 口	ふれあい案内事務局 TEL0120-104174 FAX0120-104134

■ 郵便料金の割引

対 象	詳しくは郵便局にお問い合わせください。
内 容	盲人用録音物、点字用紙、聴覚障害者用ビデオテープ等の郵便料が半額または無料になります。
窓 口	お近くの郵便局

■ 駐車禁止の対象除外

対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下に該当する身体障害者手帳をお持ちの方。 視覚障害1～3級・視覚4級の1、聴覚障害2～3級、平衡機能障害3級 上肢不自由1級・2級の1・2級の2、下肢不自由1～4級、 体幹不自由1～3級、脳病変運動機能障害（上肢：1～2級、移動：1～2級） 免疫機能障害1～3級、内部障害1級・3級 ・療育手帳A、精神保健福祉手帳1級をお持ちの方。 ・色素性乾皮症患者（小児慢性特定疾患手帳をお持ちの方） 車両の名義は家族でも可能ですが、障害者一人に対し一台のみ指定します。 詳しくは警察署にお問い合わせください。
内 容	歩行困難な身体障害者が使用する車両または生計を同一にする方が運転する車両に対し、駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制から除外されます。
窓 口	大和警察署交通課（黒川郡大和町吉田字北谷地27-1） TEL345-0101